

しんきんテレホンバンキングサービス利用規定

1. しんきんテレホンバンキングサービス

「しんきんテレホンバンキングサービス」(以下、「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人(以下「利用者」といいます)が電話を通じて取引を行うサービスをいいます。

なお、本サービスの種類については、当金庫が別途定めるものとします。

(1) 本サービスの利用

本サービスの利用対象者は、キャッシュカード発行済口座を保有される方とします。(ただし、公的機関や法人格を持たない自治会など任意団体のお客様はご利用できません)振込・振替サービスを希望される方は、別途「しんきんテレホンバンキング資金移動申込書」によるお申し込みが必要です。

また、資金移動のお申し込みをいただきますと、利用者がお申込みの店舗に所有する当庫所定の口座で、かつ、暗証番号が登録されている口座から資金移動が可能となります。

ただし、キャッシュカード未発行の当座預金・普通預金・貯蓄預金については、別途本人確認のための暗証番号登録が必要となります。

(2) 利用できる電話機

本サービスを利用する際に使用できる電話機の種類は、プッシュ回線もしくはトーン切替のできる電話機および携帯電話・PHSとします。

なお、携帯電話・PHSをご使用の場合は、お取引の途中で回線が切断される恐れがありますので、資金移動サービスについては十分注意してお取扱ください。

(3) 取引日、取扱時間

本サービスの取扱日、取扱時間は当金庫が別途定めるものとします。

(4) 規定の順守

利用者は、本規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. サービス内容

(1) 照会サービス

利用者からの電話に基づき、利用者名義預金の残高照会、入出金明細照会および本サービスで受け付けた振込・振替依頼の内容をお知らせします。

①残高照会、入出金明細照会については、利用者からの電話受付時に確認した口座(暗証番号が登録されている口座)を対象とします。

②入出金明細照会の出力明細は2ヵ月以内の最新10明細とします。

③振込・振替依頼内容照会は、本サービスで受け付けた振込・振替の依頼内容を、

照会日を含め過去 14 日間照会可能とします。

(2) 振込・振替サービス

電話受付による振込・振替サービスは利用者からの電話に基づき、あらかじめ指定された預金口座へ入金するものとします。

なお、支払指定口座は、後記 3. (3) の本人確認手続きを行った口座とし、その取引の金額を通帳、キャッシュカード、払戻請求書または当座小切手なしに自動的に引き落としすることとします。

①1日の限度額

振込・振替の1日の限度額は、当金庫であらかじめ指定した金額の範囲内とします。

②1回の限度額

振込・振替の1回の限度額は、当金庫であらかじめ指定した金額の範囲内で、資金移動契約時にお届けいただいた範囲内とします。

③休業日等の扱い

振込・振替を行う場合、当金庫の定める時間以降または、土曜、日曜、および祝日（以下「休業日」といいます。）に受け付けたものは、翌窓口営業日の扱いとします。

この時の振込・振替指定金額と振込・振替手数料は、受付日に指定口座よりご入金することとします。

④誤入力による賠償責任

依頼内容について、電話機への誤入力があったとしてもこれによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

⑤取引の中止

次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いはできません。

- a.振込・振替金額と振込手数料金額との合計額または振替金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
- b.利用者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
- c.差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- d.災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- e.当金庫または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、電話機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- f.当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

⑥依頼内容の訂正・組戻し

振込・振替において、依頼確認後の取消、訂正、組戻しはできません。

ただし、当金庫がやむを得ないと認めた場合については、利用者の口座開設店にて、訂正依頼書または組戻依頼書の提出を受け付けたうえで、その手続きを行うこととします。

なお、その際に当金庫所定の手数料をいただきます。

⑦訂正または組戻し不能

訂正依頼または組戻依頼を受けた場合、振込資金が入金済みの場合等で訂正および組戻しができないことがあります。

⑧免責

当該訂正依頼書または当該組戻依頼書にしたがって訂正依頼電文または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(3) 事故届けサービス

①本サービスは利用者からの電話依頼に基づき、通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等の事故届けを受け付けます。

②本サービスにて通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等を受け付け、当金庫所定の手続きが終了した場合、該当口座からの支払取引を停止します。

なお、手続き終了以前に生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

③通帳、印鑑、キャッシュカードの紛失、盗難等により設定した支払取引停止の解除は本サービスでは行いません。

支払取引停止の解除は当該口座開設店にて当金庫所定の手続きを行うことにより解除することとします。

3. 本人確認

電話による利用者の本人確認は、次の方法によるほか、当金庫所定の方法により行うものとします。

(1) 暗証番号

お取引の支店番号、科目、口座番号とその口座の暗証番号により本人の確認を行います。

(2) 資金移動用会員番号

利用者は、当金庫に対して本人確認のため、「しんきんテレホンバンキングサービス資金移動申込書」により、資金移動用会員番号を届け出るものとします。

振込・振替等、資金移動を伴うサービスの場合、上記(1)暗証番号の他に、資金移動用会員番号により本人の確認を行います。

(3) 本人確認手続き

以下の方法により本人の確認を行うこととします。

①利用者が電話により取引の依頼を行う場合、当金庫の指定するテレホンバンキン

グセンターへ電話し、支店番号、科目、口座番号、暗証番号および資金移動を伴うサービスの場合、資金移動用会員番号に基づく可変暗証番号を電話機より入力して下さい。

②上記①の入力を受信し、その内容が当金庫の登録内容と各々一致した場合、当金庫は利用者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。

なお、可変暗証番号は取引受付時に当金庫所定の方法で指定することとします。

(4) 暗証番号の管理

暗証番号および資金移動用会員番号は、第三者（当金庫職員を含みます）に教えたり、容易に漏洩するような方法で管理しないでください。

(5) 暗証番号・資金移動用会員番号の無効

当金庫が定めた回数以上連続して暗証番号および資金移動用会員番号に基づく可変暗証番号を誤入力された場合、本サービスの取扱いは無効となります。

この場合、当金庫営業日に窓口において所定の手続きを行ってください。

4. 取引の依頼

(1) 取引の依頼方法

利用者は上記 3. (3) の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定の事項を当金庫が指定する方法により、正確に入力することで取引をご依頼して下さい。

(2) 取引の確定

当金庫が取引を受け付けた場合、利用者に対し、取引内容の確認を当金庫所定の確認方法で行いますので、依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた確認方法で確認した旨をお伝えください。

(3) 取引の成立

資金移動を伴わない照会サービスの場合、上記 (2) の取引の依頼が確定した後、当該引き落としをもって取引が成立したものとします。

(4) 依頼内容不備による損害の賠償責任

依頼内容の不備により生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。

5. 手数料

(1) 資金移動契約手数料

本サービスの契約手数料は当金庫所定の振替日に、預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで指定口座から自動的に引き落としします。

(2) 振込手数料

本サービスにおいて振込・振替を行った場合、当金庫所定の振込手数料をお支払いください。

振込手数料は、通帳、カード、払戻請求書または当座小切手なしに振込資金の支

払口座から自動的に引き落としします。

なお、振込手数料は変更する場合があります。

6. 取引内容の確認

- (1) 本サービスによる取引で資金移動が伴う取引を行った場合、利用者は速やかに預金通帳の記入、本サービスの「振込・振替依頼内容照会」等により、取引の内容を確認して下さい。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は直ちに当金庫までご連絡ください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、利用者と当金庫の間に疑義が生じた時は、当金庫の機械記録の内容をもって処理するものとします。

7. 取引内容の変更・撤回

依頼内容を変更・撤回する場合、直ちに依頼を行った口座開設店にご連絡ください。

なお、連絡の時期や依頼内容により依頼内容の変更・撤回のできない場合があります。

8. 取引日付

本サービスで受け付けた取引については、受付日当日にて取引を取り扱うことを原則としますが、受付時間により翌営業日の取扱いとなることがあります。

なお、翌営業日の取引に関する預金金利については、取引実行日の金利を適用します。

9. 通知・照会の連絡先

当金庫より利用者へ通知・照会をする必要がある場合、口座開設店にお届けされている住所・電話番号を連絡先とします。

なお、お届け先の住所、電話番号の不備または電話番号の不通等により通知・照会することができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、一般当座勘定規定、普通預金規定（総合口座を含む）、キャッシュカード規定、振込規定等により取り扱います。

11. 本サービスの終了

- (1) 本サービスは、当事者一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。

(2) 次の各号に一つでも該当する場合、利用者に通知することなく当金庫はいつでも本サービスを終了することができるものとします。

①利用者が本サービスで発生した手数料を支払わなかったとき。

②住所変更等の届け出を怠るなど、利用者の責めに帰すべき事由によって、当金庫に利用者の所在が不明になったとき。

③利用者がこの規定に違反した場合等、当金庫が終了を必要とする相当の事由が生じたとき。

④相続の開始があったとき。

⑤支払停止・破産等の申し立てがあったとき。

⑥手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

12. 免責事項

(1) 当金庫は前記 3. (3) により本人確認手続きを経た後取引を行った場合、電話した利用者を本人とみなし、暗証番号等の不正利用、盗聴その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

(2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピュータの障害ならびに電話の普通等、当金庫の責めによらない事由により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

13. 譲渡・質入れの禁止

この取引に基づくお客様の権利および預金等の譲渡、質入れはできません。

14. 規定の変更等

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとします。

(2) 前項の規定によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

15. 準拠法および合意管轄

この規定の契約準拠法は日本法とします。この規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上